

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

城山保育園

ご入園おめでとうございます。

城山保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。加入手続きは園が行いますが、加入に同意をお願い致します。別紙の同意書にご記入の上、園に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は改正後の規定によりますが、平成30年1月1日現在その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費	
疾病	園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	●医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第一級から第 14 級に区分される	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 （通園中の災害の場合、1,885 万円～41 万円）	
死亡	園の管理下の事由による死亡及び上欄疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円（通園中の場合 1,400 万円）	
	突然死	園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円（通園中の場合 1,400 万円）
		園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円（通園中の場合も同額）

（※ 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育を受けているとき（園外保育中や遠足を含む。）
- ② 通常の経路及び方法による通園中（登降園中）
- ③ 寄宿舎にあるとき

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 350 円は園で支払いますので負担金はありません。

※負担金額は年額です。

※乳児医療を利用した際は、対象となりませんのでご了承ください。